

「職務内容書」

○公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ

公益社団法人東京地学協会 事務局長 嘱託職員

公益社団法人 東京地学協会（以下「協会」といいます。）は、地学の総合的な発展と普及を主な目的として、地学に関する講演会・見学会、機関誌「地学雑誌」の発行、地学に関する研究助成、地学会館の一部の貸し付け等の事業を実施しています。

今回の公募の対象である事務局長は、協会の事務局を統括する者として、関係機関と連絡調整を図りながら、協会の重要な事務を処理することが求められます。そのため、業務に関する高度な知識及び経験を有し、業務を適正かつ効率的に運営することができる、人格高潔で高い倫理観を有し、リーダーシップを発揮できる者を求めています。

1. 公益社団 法人 東京地学協会 の事業概要

協会は、1879（明治12年4月18日）に創立され、特例民法法人を経て現在に至っており、地学の総合的な発展と普及を主な目的として、以下のような事業を実施している。

（公益目的事業）

- (1) 地学に関する普及・啓発事業
- (2) 地学に関する総合的な学術雑誌等の出版・頒布事業
- (3) 地学に関する研究等助成・表彰事業
- (4) 地学に関するそのほかの公益目的事業

（収益事業）

- (1) 不動産貸付事業
- (2) その他の収益事業

2. ポスト

・事務局長（嘱託職員）

<任期：令和3年2月1日から令和4年1月31日まで。ただし、満70歳の誕生月の月末を限度として1年ごとに更新することがある。

3. 職務内容

・協会の事務局を統括して協会の事務を処理する。

4. 必要な資格・経験等

- ・令和3年2月1日時点で満70歳未満であること。
- ・地学に関する学識経験を有すること。
- ・協会の事務を的確に処理できる十分な能力を有すること。

- ・公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、大学法人、民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の機関等等において管理職の経験を有し、組織を管理する十分な能力を有していると認められること。

- ・中立性・公平性を担保して業務を遂行することができるよう、取引上密接な利害関係を有する者、協会を相手とする訴訟当事者等といった経歴を有しないほか、事務局長在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。

- ・民間企業、関係行政機関、学識経験者、利害関係者等との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。

5. 勤務条件

- ・勤務形態：常勤

- ・勤務地：協会事務局協会事務局（東京都千代田区）

- ・勤務時間等：職員就業規則による。

- ・給与：年俸 720 万円（ただし、60 歳以上 65 歳未満 576 万円、65 歳以上 432 万円 他に通勤手当を支給

- ・福利厚生：健康保険、厚生年金、健康診断（年 1 回）

- ・危機管理：地震等災害時には 24 時間体制で勤務、緊急招集の場合あり。

- ・その他：給与等の条件は変わることがある。

6. 選考方法

- ・公募により以下のとおり選考する。

- ①一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）

- ②二次選考（面接審査）コロナ禍の状況によってはビデオ会議システムにより実施

- ③役員等による選考審査会による審議後、協会所定の手続を経て委嘱

※公募による手続きで適任者を選考することができなかった場合は、別途、公募によらないで選考を行う場合がある。

7. 応募書類等

- ・履歴書

- ・自己アピール文書（A 4 で 2 枚以内。2 0 0 0 字程度。自らがこのポストに適任であることを示すため、協会の事業目的及び事務局長の職務内容に照らし、いかに貢献することができるか、業務に関する知識及び経験や、業務を適正かつ効率的に運営することができる能力等について簡潔にまとめること。）

※応募書類等については、一切返却しない。

8. 欠格事項等

・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条第1項の規定により、これらの役員となることができない者に該当する者は対象としない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律若しくは会社法の規定に違反し、又は民事再生法第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）